



福岡医発第422号(地)

平成15年 5月23日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 関 原 敬次郎



SARSの疑いのある者の初期の診療等について(SARS対策第15報)

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、重症急性呼吸器症候群(SARS)につきましては、貴会宛に連絡をいたしておりますが、今般、標記の件につきましては、日本医師会感染症危機管理対策室並びに福岡県保健福祉部より別紙のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本通知は、5月15日に開催された厚生科学審議会感染症分科会感染症部会重症急性呼吸器症候群(SARS)対策専門委員会の合意事項を踏まえ、SARSのまん延防止の徹底を図るため、SARS疑い例のある者への初期の診療等についての対応及び地域の実情に応じた体制づくりについて示したものであります。

本会といたしましては、各保健所と連携のうえ、地域ごとに外来感染予防体制の整った医療機関で初期診療を行える体制を確立する方向で、県行政と検討中であります。なお、明らかにSARSの定義と合致しない患者さんにつきましては、引き続き会員の医療機関で是非対応していただきたいと考えておりますので、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますとともに、貴会管下医療機関等へのご高配方よろしくお願い申し上げます。

(地 47F)
平成15年5月16日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
雪 下 國 雄

SARS 疑いのある者の初期の診療等について
(SARS対策第15報)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、重症急性呼吸器症候群(SARS)に関しましては、平成15年3月13日付(地 238F)等をもって貴会宛に情報を提供いたしました。

今般、5月15日に開催された厚生科学審議会感染症分科会感染症部会重症急性呼吸器症候群(SARS)対策専門委員会の合意事項を踏まえて、別添のとおり、SARS 疑いのある者の初期の診療等について(SARS対策第15報)の通知が、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県・政令市・特別区衛生主管部(局)長あてになされました。

本通知は、SARS のまん延防止の徹底を図るため、SARS 疑いのある者への初期の診療等についての対応を示したものであります。

広報の強化として、地域内感染が疑われる地域からの帰国者に対し、帰国後10日以内に38度以上の発熱やせき、呼吸困難の症状が出た場合は、直ちに最寄の保健所または一般医療機関に電話で相談の上、その指示に従うよう、例えば保健所の連絡先を含め、都道府県のホームページに掲載すること等をあげています。

また、SARS 疑いのある者の初期の診療については、原則として、外来における感染予防体制の整った医療機関で行うことが望ましいとし、各都道府県においては、保健所と医療機関等が一体となって、患者の受診機会が損なわれないよう留意し、地域の実情に応じた体制づくりを行うよう求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、都道府県と協議のうえ、地域の実情に応じた体制を構築していただき、貴会管下郡市区医師会及び会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

健感発第 0516002 号
平成 15 年 5 月 16 日

各

都道府県
政 令 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

S A R S 疑いのある者の初期の診療等について
(S A R S 対策第 1 5 報)

S A R S 対策については、日々御協力をいただいているところであるが、S A R S のまん延防止の徹底を図るため、S A R S 疑いのある者への初期の診療等について、以下のように対応すべきこととしたので、通知する。

1 ウイルスの名称について

行政上使用する病原体の名称については、当分の間、「S A R S コロナウイルス」とする。

2 地域内感染が疑われる地域からの帰国者への広報の強化について

中国・台湾等、S A R S の地域内感染が疑われる地域から帰国した後、10 日以内に 3 8 以上の発熱やせき、呼吸困難の症状が出た者については、直ちに最寄りの保健所又は一般医療機関に電話で相談の上、その指示に従うよう、例えば保健所の連絡先を含め、都道府県のホームページ等に掲載すること等により、広報の強化に努めていただきたい。

3 S A R S 疑いのある者の初期の診療について

S A R S のまん延防止のため、S A R S 疑いのある者の初期の診療については、原則として、外来における感染予防体制の整った医療機関で行うことが望ましい。

このため、各都道府県においては、保健所と医療機関等が一体となって、患者の受診機会が損なわれることがないよう留意し、地域の実情に応じた体制づくりを行っていただきたい。

**厚生科学審議会感染症分科会感染症部会
第7回重症急性呼吸器症候群（SARS）対策専門委員会**

平成15年5月15日

合意事項

1 ウイルスの名称について

- 行政的に使用する病原体の名称については、当分の間「SARSコロナウイルス」とする。

2 中国、台湾等の地域内感染が疑われる地域からの帰国者への広報の強化について

- 中国・台湾から帰国後10日以内に38以上の発熱やせき、呼吸困難等の症状が出た者は、最寄りの保健所または一般医療機関に電話で相談の上、その指示に従うよう広報の強化に努めること。

3 都道府県の役割

- SARSのまん延防止のため、SARS疑いのある者の初期の診療については、原則として、外来における感染予防体制の整った医療機関で行うことが望ましい。
- このため、各都道府県においては、保健所と医療機関等が一体となつて、地域の実情に応じた体制づくりを行うこと。
- ただし、患者の受診機会が損なわれることがないよう留意すること。